

学生地域定着推進広域連携協議会 学生地域活動等参加要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生地域定着推進広域連携協議会（以下「協議会」という。）が、学生地域定着推進広域連携協議会規約第4条第1項及び第2項に定める事業に基づく活動（以下「地域活動等」という。）への、江別市内に所在する大学に在学する学生（以下「学生」という。）の参加に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 地域活動等への参加対象者は、学生のうち、次の各号のいずれにもあてはまる者とする。

- (1) 協議会の加入自治体及び加入自治体の区域内に所在する関係団体又は機関（以下「受入先」という。）における地域活動等に関心があり、貢献心をもって取り組む意志のある者。
- (2) 何事にも積極的に取り組む意志のある者。
- (3) 協議会及び受入先の規定を遵守することができる者。

(参加登録)

第3条 地域活動等への参加を希望する学生は、学生地域定着推進広域連携協議会地域活動等参加登録申込書（第1号様式）（以下「登録申込書」という。）を、学生地域定着推進広域連携協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する登録申込書の提出があったときは、登録申込書の内容を確認のうえ、名簿に登録するものとする。

(受入登録)

第4条 受入先は、学生の地域活動等の受け入れを希望する場合は、受け入れが可能な地域活動等の概要、期間等を記載した学生地域定着推進広域連携協議会地域活動等受入団体登録申込書（第2号様式）（以下「受入団体登録申込書」という。）を、会長に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する受入団体登録申込書の提出があったときは、受入団体登録申込書の内容を確認のうえ、名簿に登録するものとする。

(受入調整)

第5条 会長は、第3条第1項の規定による登録申込書の内容と第4条第1項の規定による受入団体登録申込書の内容に基づき、学生と受入先との調整を行うものとし、調整結果を、学生地域定着推進広域連携協議会地域活動等受入可否決定通知書（第3号様式）（以下「通知書」という。）により、学生及び受入先に通知するものとする。

(参加申込)

第6条 前条の規定に基づき受入可能との通知書を受領した学生は、実際の地域活動等への参加に際し、学生地域定着推進広域連携協議会地域活動等参加申込書（第4号様式）（以下「参加申込書」という。）を、会長に提出しなければならない。

(活動内容等)

第7条 受入先における地域活動等の内容及び期間等は、受け入れの都度、受入先が決定するものとする。

2 受入先における地域活動等の内容及び期間等の情報については、原則として協議会が指定するグループウェアを利用して配信するものとする。ただし、学生が当該グループウェアを利用できない事情がある場合には、別な方法により配信するものとする。

(費用弁償等)

第8条 会長は、学生が地域活動等に参加するために必要な受入先までの移動に要する経費及び食事代に相当する費用については、会長が別に定める基準に基づき支給することができるものとする。ただし、受入先から何らかの金品の支給等がある場合には、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第9条 学生は、地域活動等への参加により知り得た秘密を漏らしてはならず、地域活動等への参加終了後においても同様とする。

(事故の責任等)

第10条 会長は、学生の地域活動等の活動中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、学生が、不慮の事故等に巻き込まれた場合、保険の契約範囲内で保障するものとする。ただし、自然災害及び故意による事故の場合は、この限りでない。

2 学生が、故意又は重大な過失により協議会又は受入先又は第三者に損害を与えたときは、学生は、協議会又は受入先又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 会長は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、地域活動等において知りえた全ての個人に関する情報(以下「個人情報」という)の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 会長は、協議会の事務局業務の一部を委託する場合は、委託契約等において、事務局業務の受託者(以下「業務受託者」という。)が講ずべき個人情報の安全管理措置について明らかにするとともに、業務受託者において管理責任者を配置させ、個人情報を適切に管理させるものとする。

3 会長は、次の各号に掲げる個人情報の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

(1) 第3条第1項に規定する地域活動等への参加登録

(2) 第4条第1項に規定する地域活動等の受入登録

(3) 第5条第1項に規定する地域活動等の受入調整

(4) 第6条第1項に規定する地域活動等への参加申込

(5) 前各号に規定するもののほか、地域活動等への参加及び受け入れに必要な手続き

4 会長は、法令に基づく場合等正当な理由によらない限り、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第4条第1項に規定する地域活動等の受入先に対して情報提供を行う場合には、次の各号に掲げる事項について、事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供することができる。

(1) 提供する個人情報 第3条第1項に規定する参加登録及び第6条第1項に規定する参加申込の手続きにより得られた個人情報

(2) 提供の方法 個人情報を記載した印刷物の提供

5 会長は、協議会が保有する個人情報について、本人が、照会、修正、削除等を希望する場合は、個人情報の漏洩を防止するため、本人であることを確認できた場合に限り、業務受託者の問い合わせ窓口を通して、適切な措置を講じるものとする。

6 業務受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、地域活動等において知りえた全ての個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

7 業務受託者は、個人情報の取扱いに関して、問い合わせ窓口を明示しなければならない。

附 則

この規約は、平成28年1月18日から施行する。